

# 栃木県教育委員会臨時会会議録

令和6(2024)年3月25日(月)、栃木県教育委員会臨時会を栃木県庁南別館内教育委員会室に招集した。

1 出席者(教育長及び委員)は次のとおりである。

1番(教育長)	阿久澤	真理
2番	板橋	信行
3番	鈴木	純美子
4番	金子	達也
5番	永島	朋子
6番	松金	公正(欠席)

2 議事に参与した職員は次のとおりである。

教育次長	大森	豊
教育次長	長	裕之
参事(高校再編推進担当)	佐瀬	学
総合教育センター所長	大高	栄男
教育政策課長	高林	実
施設課長	和久井	浩
学校安全課長	松本	正
義務教育課長	山岸	一裕
高校教育課長	山下	拓男
特別支援教育課長	玉田	敦子
生涯学習課長	長野	辰男
健康体育課長	角田	正史
総務主幹	細川	智彦
教育DX推進室長	高橋	伸輔
福利室長	堀内	玲子

3 午前10時00分、教育長及び委員4名が出席しており、委員会は成立したので、教育長は定例会を開催する旨を告げた。

4 教育長は、本日の会議録署名委員に4番金子委員を指名した。

5 教育長は、本日の議案等のうち、第2号議案から第7号議案までについては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定に基づき、会議を非公開で行いたい旨を諮ったところ、全出席者の賛成により非公開とすることに決定した。

6 教育長は、報告を受ける旨を告げた。

7 報告

(1) 「栃木県教育委員会における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対

応要領」の一部改正について

教育長から説明を求められ、教育政策課長が説明した。

この報告に関して、出席者から次のような質問や意見等があった。

[委員]

- ・ 今回の改正で、特に重点的に配慮されたところがあれば、教えていただきたい。

[事務局]

- ・ 行政機関では既に義務化されている合理的配慮について、民間事業者等にもこれまでの努力義務から義務化されたというところが、今回の大きな改正である。今回は、重点的な配慮というよりは、これまでの取組について、より具体的で明確な基本方針を示したという改正である。

- 8 教育長は、審議に移る旨を告げた。
- 9 第1号議案 教育委員会事務局の組織改編に係る教育委員会規則の改廃について  
第1号議案は、審議の結果、原案どおり可決された。  
この議案に関して、出席者から質問や意見はなかった。
- 10 教育長は、第2号議案から第7号議案までについては、先の決定のとおり、会議を非公開で審議する旨を告げた。
- 11 第2号議案 栃木県公立学校職員給与条例の一部を改正する条例の一部改正について  
第2号議案は、審議の結果、原案どおり可決された。
- 12 第3号議案 栃木県公立学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について  
第3号議案は、審議の結果、原案どおり可決された。
- 13 第4号議案 令和5(2023)年度3月補正予算案について  
第4号議案は、審議の結果、原案どおり可決された。
- 14 第5号議案 学校職員の懲戒処分について  
第5号議案は、審議の結果、原案どおり可決された。
- 15 第6号議案 学校職員の懲戒処分について  
第6号議案は、審議の結果、原案どおり可決された。
- 16 第7号議案 学校職員の懲戒処分について  
第7号議案は、審議の結果、原案どおり可決された。
- 17 教育長は、以上で本日の会議を終了することを告げ、午前10時58分、閉会した。